

令和2年3月19日
高校教育課教科指導係
担当： 関 口（内線4646）

「群馬県立高等学校教育課程編成基準」の全部の改正について

(1) 改正内容

「群馬県立高等学校教育課程編成基準」の全部を改正する。

(2) 改正理由

高等学校学習指導要領の全部の改正に伴い、改正するものである。

(3) 改正の概要等

- ① 「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更した。
- ② 群馬県立高等学校教育課程編成基準の別表「主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数」において、群馬県教育委員会が定めた標準単位数を示した。
- ③ この基準は、令和4年度以降に入学した生徒にかかる教育課程の編成から、学年進行をもって適用する。